

水俣市移動絵本展示車派遣事業実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、移動絵本展示車(以下「展示車」という。)の派遣について必要な事項を定めるものとする。

(展示車の派遣)

第2条 展示車の派遣は、水俣市教育委員会(以下「委員会」という。)が行う各種事業のほか、団体又は個人が行う読書活動又は読書活動の啓発に資すると認められる事業に派遣することができる。ただし、委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(派遣時間)

第3条 展示車の派遣時間は、水俣市立図書館条例施行規則(平成15年教育委員会規則第5号。この条において「規則」という。)第4条に規定する開館時間(規則第5条に規定する閉館日を除く。)とする。ただし、委員会が特に認める場合は、この限りでない。

(派遣の申込み等)

第4条 展示車の派遣を希望する者は、展示車の派遣を希望する日の4日前までに水俣市移動絵本展示車派遣申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)を委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項に規定する申込書の提出があったときは、展示車の派遣の可否を決定し、水俣市移動絵本展示車派遣決定通知書(様式第2号)により、申込みを行った者(以下「申込者」という。)に通知するものとする。

3 展示車の派遣場所は、水俣市内とする。ただし、委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

4 前項に規定する派遣場所は、申込者が手配するものとする。

5 展示車の回送費は、委員会が負担するものとし、その他必要な経費は、申込者が負担するものとする。

(派遣の基準等)

第5条 委員会は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、展示車の派遣を決定しないものとし、既に決定を行った場合には、これを取り消すことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 事業の開催が、政治、宗教又は営利を目的としているとき。

(3) その他第2条に規定する活動又は事業に合致しないと認めるとき。

(活動の報告)

第6条 展示車の派遣を受けた者は、当該事業の終了後7日以内に、水俣市移動絵本展示車派遣活動報告書(様式第3号)を委員会に提出しなければならない。

(損害賠償)

第7条 展示車の派遣中において、展示車、備品等を汚損し、破損し、又は紛失したときは、展示車の派遣を受けた者が、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、委員会が

やむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(所管)

第8条 展示車の派遣に関する事務は、水俣市立図書館が行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年12月22日から施行する。